

豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例（仮称）の考え方についての意見募集結果

1 パブリックコメントの概要

- (1) 意見募集期間 令和6年9月6日（金）～令和6年10月7日（月）
- (2) 意見提出者数 14人（うち、個人：14人、法人その他の団体：0団体）
- (3) 意見提出方法 持参：0件、郵送：0件、電子メール：0件、ファクシミリ：1件、意見提出フォーム：13件

2 意見の内容と市の考え方

寄せられた意見の内容及び意見に対する市の考え方は次のとおりです。

番号	意見の内容	市の考え方
1	太陽光パネルで木を切ってパネルを立てる所もあるようなので、豊橋で木を切るのはやめて欲しいです。 地球温暖化の原因の一部だと思います。 出来るだけ自然を残していけば、動物が人里に降りて来なくて良いと思います。	自然環境の保全を図ることは本条例の目的の一つでもありますので、自然環境を保全しつつ、適正な太陽光発電設備の導入を進めていきたいと考えております。
2	田原豊橋自転車道線及び国道4号線が、太平洋岸自転車道としてナショナルサイクルルートに指定されているので、自然環境・生活環境・景観その他の地域環境の保全のため、田原豊橋自転車道線及び国道4号線沿線を抑制区域に指定してください。	再生可能エネルギー導入促進と地域環境へ与える影響のバランスを考慮したうえで、頂いたご意見を反映することは考えておりませんが、参考意見として受け止めてさせていただきます。
3	中国産のパネルは使うべきではない	太陽光発電設備の生産国を条例において制限することは、合理的な規制理由がないと考えます。よって、本条例に規定することは考えておりません。
4	抑制区域に海面、内水面を加えるべき 水域の光合成を妨げて、生物生産性の低下や二酸化炭素の吸収量を減じてしまうから。	再生可能エネルギー導入促進と地域環境へ与える影響のバランスを考慮したうえで、頂いたご意見を反映することは考えておりませんが、参考意見として受け止めてさせていただきます。
5	太陽光発電装置の設置は土砂の流出や反射光が近隣住民の生活環境を悪化させるため、設置時と撤去時に高額な税金(リサイクル料金)と原状回復費用を前払いで支払ってもらう法案を作成する。	太陽光発電設備の廃棄等は全国的な課題であると考えているため、国の動向を注視してまいります。 なお、本条例の制定により、太陽光発電設備の適正な維持管理がされず地域環境の保全に支障が生じた場合や、事業廃止時に設備の撤去や適切な処分がされなかった場合には、市は本条例に基づいて、助言、指導、勧告及び命令等を行います。
6	様々な問題が浮き彫りになってきました。 ゼロカーボンシティ豊橋宣言に反対します。 撤回を求めます。	近年は地球温暖化が原因とみられる気候変動により、本市においても市民の生活に大きな影響を及ぼしています。これらの影響を抑えるためには、市民、事業者の皆さまと協力・連携しながら市域全体で地球温暖化対策の取り組みを進めていく必要があることから、ゼロカーボンシティ宣言は継続してまいります。
7	そもそも安全性、経済性、安定性の最大化と環境負荷の最小化を目標に再エネなど特定のエネルギー源のみに依存しすぎることは得策ではないと感じます。特に太陽光や風力発電の推進政策は中国資本の上海電力など外資侵入の温床となっているだけでなく、海外より大量購入する結果国富が海外へ流出する事態を招いています。メガソーラーによる環境破壊、災害、景観の悪化、しかもそもそも日本のCO2排出量は3パーセント。これを全部なくしても気温の低下はわずか0.06度下がるだけと聞いています。それなら大量排出国の中国などに技術支援等行って削減する方がよほど世界に貢献できます。 パネルはそもそも作る時に大量のCO2を排出するし、使えなくなっても太陽光をうけて火災等おきたり、廃棄するときはとんでもないゴミが増えるのです。どうか数年後愚かだったね・と言われないように豊橋は賢明な政策をとってわかっている方達からリスペクトされるようになってほしいです。お隣の新城は風力発電の設置をやめたと聞いています。そのお金をもっと有効につかって頂きたいと思っています。	エネルギー政策全般についてのあり方は全国的な課題であると考えているため、国の動向を注視してまいります。 なお、本条例の制定により、太陽光発電設備の適正な維持管理がされず地域環境の保全に支障が生じた場合や、事業廃止時に設備の撤去や適切な処分がされなかった場合には、市は本条例に基づいて、助言、指導、勧告及び命令等を行います。

番号	意見の内容	市の考え方
8	<p>太陽光発電設備ですが、一個人としては反対します。 まず一つとして、太陽光発電設備に寿命があること 一般的には20年～30年となっておりますが、状態や災害によってはさらに短くなります。 台風などの暴風が来て物が太陽光にぶつかった場合、その時点で設備が破損し使えなくなります。 二つ目に、有害物質流出の懸念があること 破損した場合、有害物質である鉛・カドミウム・ヒ素・セレンなどが含まれる太陽光発電設備では、設備のみならず周囲にも悪影響を及ぼす可能性が高いです。 日本では台風が多く、破損するニュースをたびたび見かけます。 最近では、別の有害物質としてPFASが挙げられます。 太陽光発電設備の周辺に雨が降ると、PFASが雨に溶けだして流れ出し、土壌を汚染すると思われまます。 そのようなリスクを負って迄太陽光発電を設置するリターンがあるのか疑問を感じます。 三つ目にリサイクルが現状有効ではないこと 太陽光発電設備に寿命が来た場合、現状処分場に埋め立て以外の方法がないと聞きます。 2030年ごろに廃棄ピークが来るのではないかと記事で見ました。 ゴミ処理場でも問題が発生しているのに、更に太陽光処分場についての問題が重なると、有効活用できる土地がますます減ります。 また二つ目の話とも重なりますが、処分場に雨が降った場合、有害物質が流れ出てしまい、土壌を汚染する可能性が非常に高いです。 四つ目に太陽光発電の設備自体、外国産が主流であること ある記事によれば、日本の太陽光発電設備の8割がある国の独占とあります。 日本産ならともかく、外国産に頼らざるを得ない設備を進んで導入することに疑問視せざるを得ません。 もしその国との事情が変わった場合、新しい太陽光設備の取引に応じずに廃棄間近の太陽光設備を延々と使う可能性が出てきます。もしくは処分することになるでしょう。 三つ目にも上げておりますが、処分場の問題を解決できていない以上、脱炭素の為に導入するのを反対します。 リサイクルできる技術や有害物質を使わない太陽光発電施設が確立し普及するまでは、導入を見送ることを一個人として主張します。</p>	<p>エネルギー政策全般についてのあり方は全国的な課題であると考えているため、国の動向を注視してまいります。 なお、本条例の制定により、太陽光発電設備の適正な維持管理がされず地域環境の保全に支障が生じた場合や、事業廃止時に設備の撤去や適切な処分がされなかった場合には、市は本条例に基づいて、助言、指導、勧告及び命令等を行います。</p>
9	<p>私はこの条例に対する意見としては、事業所に対して仮の条例より厳しくしてもよいのではないかと考えます。 そう考えた根拠は、 近年全国で発生している洪水や土砂災害等の被害がより拡大している原因の1つに太陽光発電のパネルが設置されていたこと、 最近のニュースでも古墳の周りに太陽光発電パネルが設置されたこと、 この2つがあります。 条例を設置したとしてもそれを守らない事業所が1つでもあれば、豊橋に災害が起きた時に被害が拡大してしまうことや 歴史的、文化的な場所に設置されてしまえば今まで培ってきた大切な歴史と文化が破壊されてしまうことが個人的にとても心配しています。 これらのことから、 「努める」という努力義務ではなく義務にすること、 事業所が設置する説明会等を地域住民全員が知られるように大体的に告知すること、 現段階の罰則では守らない事業所が出てくる可能性があるのをより厳しい罰則にすること、 設置済みの箇所も安全であることを証明するために説明会を開催すること、 これらの4つを求めます。</p>	<p>本条例においては「努力義務」と「義務」を分け、地域住民への説明会の開催など、より具体的な手続きを「義務」とすることを考えています。 説明会の開催の周知については、事業者において適正な措置が図られるようにしてまいります。 罰則については、行為の重大性及び他法令による罰則と比較衡量し、5万円以下の過料を科すこととしています。 設置済み設備については、経過措置により説明会は必要ありませんが、本条例の制定により、太陽光発電設備の適正な維持管理がされず地域環境の保全に支障が生じた場合には、市は本条例に基づいて、助言、指導、勧告及び命令等を行います。</p>
10	<p>「ゼロカーボンシティとよはし」の考え方には賛同するが、抑制区域の指定に“農地”が含まれないのはなぜか？ 自給率を高めるためにも農地（農業）を減らさず守っていくというのが国の方針ではないのか？ 営農型太陽光発電により農地として使いながら太陽光発電も…という事例も増えているが、確かな実績が見られないのが現状だと思う 山林化した耕作放棄地を市が整地して、太陽光発電設備を作ってくれるなら大賛成だが、農地として使える場所への設置はいかなものか？ よって、“農地”を「抑制区域」として認めるべきだと思う。</p>	<p>再生可能エネルギー導入促進と地域環境へ与える影響のバランスを考慮したうえで、頂いたご意見を反映することは考えておりませんが、参考意見として受け止めてさせていただきます。</p>
11	<p>施設周辺、施設内の除草、駆除、雑草対策を確実に実施して欲しい。施設近隣で家庭菜園をやっています。外来種雑草が増えています。施設管理業者は施設の維持管理に全く無関心です。行政の指導監督も全く無い。早急に指導監督、改善実施、罰則制定、実施を早急に行なってください。</p>	<p>本条例の制定により、太陽光発電設備の適正な維持管理がされず地域環境の保全に支障が生じた場合には、市は本条例に基づいて、助言、指導、勧告及び命令等を行います。</p>

番号	意見の内容	市の考え方
12	<p>文字数が少ない箇条書になります。 再生可能エネルギー～より一層促進 原発は 1 建設期間が20年～と長期 2 建設コストが高騰しており、既に採算が合わない 最終コストの計算が出来ない 3 最終処分場所も方法も決まっていない これら3つの困難で、2050年時点でもいくら頑張ってもエネルギー消費全体の10%程度にしかならないとのこと。(参考 自然エネルギー財団 橋川先生) 4 現在原発の開発コストや維持コスト処分コストは税金で賄われており、電気代の原価に含まれていない。それらを電気代に上乗せし計算すると最も高い電気代になるのは間違いない。(元東京大学の特任教授 村沢義久先生) 豊橋独自の問題。そもそも太陽光発電は災害リスクを考慮した地産地消電源にもかかわらず普及が進んでいない問題。このままでは課の目標は10割間に合わず、炭素排出権を買うという屈辱的な結果になりかねないと思います。 これだけ、遊休地、休耕地、荒廃地があるのに～ 認定を受けていない太陽光発電設備 把握できない状況 RPS法の認定は基本的にFITに切り替わりましたので、ねどや経産省に情報があると思います。 自立運転に関しては、産業用の自立運転は当時あったとしても家庭用だと思しますのでそこまで把握される必要があるとは思えません。 様々な問題 問題自体が偏向報道、間違えた情報が多く含まれています。過去の事故を最近起こったかのように報道されたり、小規模の災害画像をメガソーラーの画像とすり替えています。実際に起こっていないと言う意味ではありません。 1 土砂(台風)大規模設備は林地開発許可制度や環境アセスメントなど既に法的確認体制は出来ており、問題がある場所にはそもそも設置出来ない、違法工事は存在しないのが現状です。むしろ電気設備なのに使用前検査や載荷試験など、太陽光設備だけ建築基準に近い厳しい状況になってしまいました。これにより、設置コストに大きな負担が生じています。 熱海市も風評被害として地元放送などで注意喚起をしております。 一部のSNSで太陽光における前向きな情報を書く消されてしまうと言う意見も業界では話題になっております。 2 維持管理 こちらに関してはすでに、住宅用も産業用も国から保安全管理のガイドラインが出ております。また、高圧設備に関しては主任技術者が必要となっております。 住民の生活環境及び自然環境の保全～条例 住宅用割愛。 太陽光発電事業は遊休地、休耕地、荒廃地、耕作放棄地もしくはその可能性がある場所を中心に設置が進んでおります。このような土地は虫や小動物、防犯、雑草の問題で地域住民が困っていたと思います。 太陽光発電を通じてこのような問題の多くが解決されている一方で 除草、光害の問題が住民説明では問題になります。 すでに義務化はされていますが他業界と同じく、人為不足、めんでなんす会社の撤退・倒産、人件費のコスト上昇の問題があります。 できる対応は、地盤改良や防草シートの設置の義務化だと思いますが、上記の問題は企業の裁量の範囲を超えていますので、何かしらの補助が必要です。 近隣説明で地域住民の街灯つけろ、水利組合に寄付、近所の法面の無料で治したら等々、はらすめんと行為が急増しているのと同時にそちらも条例化をおねがいします。 また、農業委員会と市政の意向相違が太陽光普及の妨げになっている事は良く耳にしますので、他地域を比べても遜色のないよう国や県の意向に準じた、法令遵守を願います。 脱炭素間に合いません、荒廃地への補助(現在豊橋は1社1回30万円のみ他地域に比べて少ないです、また雑草と言うレベルではなく森林化したり不法投棄も多い地域ですのでそれに合わせた補助が必要であると思います。) 太陽光工事～説明会を住民理解 住民説明会は既に国によって義務、2重管理となります。住民への負担が増えます。住宅用に関しては(建築業法の範囲で充分対応) 実体としては、新設の時は必要、現状は設備の軽微変更や名義変更での住民説明会は、参加者もゼロが多く住民だけでなく、自治会長からも招集が面倒と言うクレームが来ておりますので(事業者様も開発会社への委託禁止になり負担増)、事故を防ぎたい気持ちには理解出来ますが、10とん車以上の出入りの場合に限る等、規制しないと普及の妨げになります。 その他 間違えた認識で禁止になっている問題解決 分割疑義問題 農転3年規則 総評 専門家は不在困る。 一番申し上げたいのは 専門家(EPC、組合、社団法人)を含めた協議会のようなものがないと行政も正しい情報が入って来ないと思います。公務員の皆様は2年毎の転属があられるので業者や市民側の引継ぎの負担も多いのです。</p>	<p>本市がゼロカーボンシティを実現するために再生可能エネルギーの導入は不可欠ですが、市民の皆さまの生活環境等を保全し、再生可能エネルギーの導入に対するご理解とご協力をいただくこともまた必要であると考えておりますので、本条例により、太陽光発電設備の適正な導入を促進してまいりたいと考えております。 なお、説明会の開催については、FIT法に基づき実施される場合は、本条例に基づく説明会と兼ねることにあります。</p>
13	<p>夜間、悪天候時のバックアップ電源の問題が解消されません。 再エネ賦課金により、電気代が値上がりする問題が解消されません。 パネル製造時には多量のCO2が生じる問題があります。 廃棄方法も課題です。 チャイナ製パネルが導入されるなら問題です。安全保障上の重大な懸念があります。 チャイナ製パネルの背景に、ウイグル人の強制労働の疑いがあります。 山が多い日本には不向きです。土砂災害のリスクが増大します。 森林環境税のコンセプトと矛盾する部分があると思います。山を切り開いて太陽光パネルを設置するならば、森林環境税で市民から搾取しないでください。 この条例案は検討するまでもない愚策です。</p>	<p>エネルギー政策全般についてのあり方は全国的な課題であると考えているため、国の動向を注視してまいります。 なお、本条例の施行規則では、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域を抑制区域に指定することを考えています。</p>

番号	意見の内容	市の考え方
14	<p>カーボンニュートラル達成のために重要な太陽光発電ですが、草原や森林が破壊されたり希少な野生生物の生息が脅かされる等の問題が各地で発生しています。太陽光発電設備の設置がカーボンニュートラルやネイチャーポジティブにかえてマイナスになっては意味がありません。条例の制定にあたっては、そのような問題を予防することが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出制では実効性に疑問があり、許可制にすべきだと考えます。 ・事業者が環境及び景観に及ぼす影響の評価を行わせるべきと考えます。 ・抑制区域として「第一種特別地域」とあるが、第二種および第三種特別地域についても、優れた自然の風致を維持するとともに生物多様性を保全するために開発行為を制限している区域であるため、抑制区域に含めるべきだと考えます。 	<p>再生可能エネルギー導入促進と地域環境へ与える影響のバランスを考慮したうえで、頂いたご意見を反映することは考えておりませんが、参考意見として受け止めさせていただきます。</p>